

屋外広告物の設置に関する基本事項

屋外広告物とは、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものを言います。（国土交通省HPより）

屋外広告物に対しては、以下を目的とした「屋外広告物法」により、必要な設置基準が定められています。

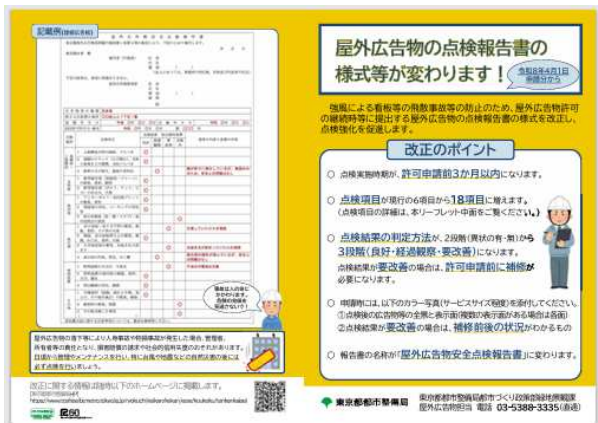
- ・良好な景観の形成、若しくは風致の維持
- ・公衆に対する危害の防止

都道府県、指定都市及び中核市、及び景観行政団体である市町村、歴史まちづくり法に基づく計画認定都市、及び都市再生特措法に基づき「滞在快適性等向上区域（まちなかウォークアブル区域）」を設定した市町村の中には、「屋外広告物法」「屋外広告物条例ガイドライン」（国交省）に基づき、屋外広告物条例を定めている自治体も多数あります。

【条例の基本構成（主な共通事項）】

- ・禁止区域：低層住宅地、文化財周辺、公園沿道など
- ・禁止物件：電柱・街路樹・記念碑など掲出禁止
- ・許可区域：都市計画区域・繁華街など掲出に許可必要
- ・表示基準：サイズ・色彩・照明・点滅などの規制
- ・違反時措置：除却命令・行政代執行・罰則制度
- ・広告業者登録：大阪府などでは登録制を導入

近年、気候変動による風水害の頻発化・激甚化への対策、およびまちづくり施策における「ウォークアブルシティ（歩くまちづくり）」の推進などを背景に、屋外広告物設置者に対する許可手続きや基準（安全点検等）を見直す自治体もあります。



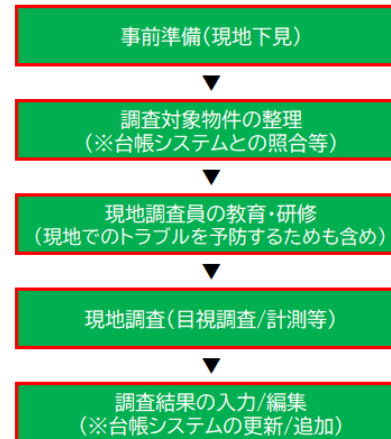
新ガイドラインに基づく点検の流れ

違法な屋外広告物は、台風等の強風下における飛散の可能性があったり、良好な景観を阻害したり、歩行者のまちなか回遊の支障になったり、、、と、まちの安全性・持続可能性を低下させ、住民および来訪者に対してまちの魅力を低下させる要因にもなります。

令和5年度「東京の緑・景観・屋外広告物に関する世論調査」によると、屋外広告物行政に期待する取組では、「屋外広告物と景観との調和」（67%）「違反屋外広告物への対策強化」（51%）「屋外広告物の安全対策」（39%）が上位の回答にあげられています。

個々の設置者による条例に基づく自主点検、自主規制が第一であることは当然ですが、**旧来の基準に基づく屋外広告物や、規制に準じていない屋外広告物が、実際にまちなかに点在している状況が存在していないでしょうか？**

屋外広告物の現地調査のフロー（一例）



※屋外広告物の管理台帳（システム）を更新の場合

【調査項目（例）】

広告物の内容
広告物の種類
表示面数
設置場所の住所
設置事業者
設置事業者の連絡先
設置事業者の住所
連絡先
用途（自家用/非自家用）
設置位置（高さ）
サイズ（縦/横/奥行）
突出幅
写真番号

弊社は、近年、**国土強靱化・老朽化対策に資する各種点検業務（道路防災・ため池・河川巡視・道路反射鏡等々）の現場実務**を多数ご支援しています。また、**過去に突出看板や広告物に関する現地調査（カルテ作成）などの業務経験もあり**、現地調査員に対する事前教育を確実にに行い、トラブルなき業務遂行をいたします。